14　次の文章を読んで、後の問い（問１～問４）に答えよ。

〈大阪大〉二〇二一年度出題

　実は、私たちの視点を少し変えるだけで、現代政治の仕組みと働きはかなり異なってみえてくる。そして、視点を変えることで、私たちの代表制の使い方も、大きく変わってくるように思われる。

　私たちは、ごく当たり前のように、政治とは民意の実現であり、政治家とは民意を反映する媒介者であると考える。だが……（中略）……現代における民意は、細分化し流動的で、組織化するのがむずかしい。端的にいえば、〝民意〟という何かひとつの事物があるというようにイメージするのは誤りである。

　民意と呼ばれるものが民主主義にとって重要なのはいうまでもない。人民の意志を反映することは民主主義の基本である。近代政治社会を基礎づけてきた契約論的な政治理論が重視される理由もここにあった。選挙にもとづく代表民主制も、世襲政治との比較のなかで、市民が自分たちの意志と力で政治の方向を決定していく点を評価されて広く支持を集めてきた。意志の力を重視するがゆえに、抽選という別種の民主主義的な制クチクされた。

　　　　　［中略］

　代表論においても、有権者の意志が重要だと考えられるからこそ、権威付与や委任代表の論理が強い力をもってきたといえるだろう。有権者の意志を実現するのが代表の役割であるからには、代表たる政治家は有権者の考えにしたがって行動しなければならないということになる。日本国憲法もふくめ、各国憲法等で国民代表の理念が表明されながらも、委任代表の考え方がなくならないのは、意志にもとづく民主制論の影響である。

　しかし、民主主義にとって、市民の意志の反映は重視されるべき事柄の一側面にすぎない。ウルビナティによれば、代表制の役割は、「意志」（will）というよりも「判断」（judgment）の領域に働きかけることにあるという。

　この場合に意志ということで意味されているのは、現在の定まった意見、変化することのない静的な見解で、時間的な推移に重きがおかれていないものである。あらかじめ定まった意志が前提とされるのであれば、政治過程はその意志を表現するための道具的な価値をもつだけになってしまう。

　これに対して判断は、人びとの意志がさまざまに異なっていて、時間の経過とともに議論や行動のなかでやりとりされ変化していくことを重視する。意志が不定型であるがゆえに、判断することが必要になってくるのである。

　そして判断が重要だと考えるのであれば、選挙でも投票という行為と集計結果だけをみていればよいということにはならない。選挙の機会に、またその準備や事後をふくめて、異なる意志をもつ有権者のあいだで議論がなされ、能動的な政治が実現されることが、代表制の本質だということになる。

　これは一見したところ熟議民主主義に似た主張であり、直接制を志向する議論であるかのように思える。だが、意志ではなく判断を重視する場合には、代表制のほうが直接制に比べて有利な面もある。

　この論点については、代表制批判論から振り返ってみるのがわかりやすいだろう。代表制を批判して直接制の優位を説く議論は、通常の場合、代表が民意を適切に反映しないということを理由にあげる。逆に、直接民主制のメリットは有権者の声が歪められずに政治に反映されることにある、ということになる。

　しかしながら、有権者の声が歪められずに政治に反映されるということは、そのままの意志が尊重されて判断が入る余地がないということにもつながる。判断という観点からみた場合には、直接民主制は意志にあまりにも重点をおきすぎているのである。

　熟議民主主義論が、選好の変容というアイデアを通じて、単なる意志ではない判断の要素を組み込もうとしているのはたしかである。だが、そこには制度的に意志と判断を切り離す仕組みが存在しない。意志や選好の変化を引き起こすための工夫は、複数の視点から編まれた資料の提示や異なる見解をもつ専門家からの助言という形で組み込まれている。だが、それらは選好が変化する可能性を高めるとしても、変化しない意志が結果としてそのまま表明されることを妨げるものではない。

　これに対して代表制では、いかなる意志も制度上ひとまず政治への反映を阻止される。市民の意志は、代表者を通して表明されなければならないからである。代表という制度を使うことで、意志は有権者から強制的に切り離されるのである。

　代表は有権者の意志を受けとりはするが、それでも代表者は有権者自身ではない。ルソーの言葉にしたがえば、「意志というものは代表されるものではない」。だからこそ、代表は判断の領域に踏み込むことができる。しかも、意志をそのまま表現するわけにいかないからこそ、齟齬の解消のために民主的な議カンキされ、活発な政治参加の必要も生じてくる。

　論点を明確にするために極端な形で表現するならば、代表制の特質は、そして代表制の意義は、直接民主制と比較して民意を反映しないことにあるのであり、民意を反映しないことによって民主主義を活性化させることにあるのである。

　念のために付け加えると、有権者の分断に対処するために代表者による判断が必要だとしても、代表者の有能さに依拠したエリート主義の立場をとる必要はない。代表者が優れた能力をもっていることは望ましいかもしれないが、そうでなくとも代表は代表であることそれ自体によって総合的な視点と判断力をもつように強いられる。なぜなら、多数の有権者によって選出される代表は、特定の個人や集団の民意だけを尊重することはできないからである。

　しかも、会社組織にせよ労働組合にせよ組織型の選挙の退潮があきらかになり、流動性を特徴とする無党派層の影響が大きくなった現代の選挙では、こうした状況はなおさらよく当てはまることになる。

　代表は、高い能力ゆえに良質な判断ができるのではなく、自身の意志実現を図る直接民主制的な政治主体ではないという制度的な位置づけによって、必然的に客観的視点からの判断を下さざるをえない立場に追い込まれるのである。

　場合によっては、市民よりも能力的に劣った政治家が選挙で選ばれることもあるかもしれない。その場合にも、その政治家が民意を直接に表現していると主張できなくすることによって、もう一度政治の行方を考え直す空間を用意しているともいえるだろう。

　さらにいえば、これは、代表制を採用したとしても市民の意見をとり上げることになんら矛盾はないということも意味している。代表を民意から切り離すことが制度的な工夫にとどまる以上、有権者の見解を政治家の見解に比べて本来的に劣っていると考えるべき理由はないからである。

　判断の質において直接民主制が劣るという理由で代表制が採用されているわけではない。したがって、代表制を採用しても直接民主制を否定する必要はない。むしろ、代表制という安全装置が採用されているからこそ、安心して直接民主制を活性化させることができる。

　住民投票の例でいえば、議会制民主主義は住民投票を否定するものではない。だが逆に、住民投票が民意のぶつかり合いに終わらないようにするためには、議会制民主主義という制度の存在は必須であ代表制と直接制は、民主主義が適切に機能するために必要とされるふたつの同等な制度なのであり、両者が否定し合う必要はどこにもない。

　……（中略）……代表の民主的性質と非民主的性質という複層性について論じた。今、そのふたつの層のうち民主的な層が信頼性を失いつつあるのは、代表制そのものの問題というよりも、再帰的近代化の影響が大きい。

　ならば解決は代表制の外側から民主的な層の活動を援助することに求められてもよい。そうすれ非民主的性質にふくまれるプラスの効果を維持しながら改革をすすめることも可能になる。代表ヨウゴすることで、問題解決への道が開けるのである。

　現代民主主義においては、有権者の意見と、議会の意見が乖離しているといわれる。民意が反映されず、政治家という特権的な階級が民主主義を蔑ろにして私的な利害の争ボットウしている、というのが一般的な批判の流れである。

　だが、もし政治家の争いが「私的」と批判される理由が、単に市民各々の意志とかけ離れているということだけにあるのならば、その批判は妥当ではなアイマイで不定型な民意を、あらためて考え直し議論して政策体系に昇華させることが代表制の意義である。それをも民意からの離反だと批難するのであれば、それは議論や思考を拒否する点で、むしろ反民主的な政治を生み出しかねない。

　市民にとって必要なのは、政治家の利己的な行動と民意から距離をおいた議論とを的確に区別すること、そして政治家の議論が適切なものだと容認できる場合には、常に市民の意見の動きや変化を伝えて政策論争の材料を提供することである。直接民主主義を推進しながらも、それを代表制再生の触媒とすることこそ現代の民主制運営に必要なスタンスであり、どんなに回り道に思えようとも、民主主義を維持発展させるためのもっとも広い道なのである。

（早川誠『代表制という思想』風行社　二〇一四年より。出題の都合により一部改変した箇所がある。）

問１　傍線部（ａ）～（ｅ）のカタカナを漢字に直せ。

問２　直接民主制と代表制の一致点と異なる点を本文の内容をふまえて八〇字以内で説明せよ。

問３　傍線部（１）の理由を一〇〇字以内で説明せよ。

◎問４　傍線部（２）の「非民主的性質にふくまれるプラスの効果」として、本文中ではどのようなことが挙げられているかを一八〇字以内で説明せよ。

【解答と採点基準】

問１　（ａ）＝駆逐　　（ｂ）＝喚起　　（ｃ）＝擁護

　　　（ｄ）＝没頭　　（ｅ）＝曖昧

問２　Ａ直接民主制も代表制も民意の実現をめざすが、Ｂ前者は有権者の意志を歪めずに反映させる Ｃ一方、後者は有権者の意志と政治を一度切り離して代表者が判断を下すことを重視する。（80字）

Ａ・Ｃの内容のないものは全体０。

Ａ＝３〔「民意の実現」という内容は必須。〕

Ｂ＝３〔「直接制は民意をそのまま反映させる」という内容があれば可。〕

Ｃ＝４〔「代表制は民意を切り離す」という内容は必須。「判断」がなければ減点２。〕

問３　Ａ民意に重点を置くが、有権者の分断を生む恐れのある直接制と、Ｂ民意が切り離されて客観的判断を下す代表制にＣ優劣はなく、両者が相補的に機能することで、Ｄ民意の衝突を防ぎつつ民主的議論の活性化を可能にするから。（99字）

Ｃ・Ｄの内容がなければ全体０。

Ａ＝２〔「直接制」の説明。「民意に重点を置く」「有権者の分断を生む恐れ」という要素がなければ、それぞれ減点２。〕

Ｂ＝２〔「代表制」の説明。「民意が切り離される」「客観的判断」という要素がなければそれぞれ減点２。〕

Ｃ＝２〔「優劣ない」「相補的」という要素がなければ、それぞれ減点１。〕

Ｄ＝４〔「民意の衝突を防ぐ」「民主的議論の活性化」の要素がなければそれぞれ減点２。文末が理由（「～から。」）になっていない場合は減点１。〕

問４　Ａ民意をそのまま反映せずに一旦有権者から切り離し、その上で代表の客観的な判断を重視する代表制は、一見非民主的に見える。Ｂしかし、それは不定型である民意を客観的視点から議論して政策体系に昇華させることができ、Ｃ政策と民意に齟齬があった場合には、その解消のために民主的な議論が喚起され、Ｄ市民の政治参加を促すことで民主主義を維持発展させることができるということ。（175字）

Ａは必須、Ｂ・Ｃどちらかの内容がなければ全体０。

Ａ＝３〔「民意を切り離す」「代表による判断を重視する」という要素がなければ、それぞれ減点２。「代表制は一見非民主的である」という表現がなければ減点１。〕

Ｂ＝３〔「曖昧な民意を政策体系に昇華させる」という内容は必須。「客観的視点」がなければ減点１。〕

Ｃ＝２〔「政策と民意」は「判断と民意」でも可。〕

Ｄ＝２〔「市民が政策論争の材料を提供することで民主主義が活性化する」という内容でも可。〕